平成２１年（フ）第８７９２号
大阪府豊中市二葉町２丁目６番18号
債務者　森本　二郎
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００４０号
大阪府吹田市山田東２丁目30番７―306号
債務者　的羽　純二
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１６７号
大阪市住之江区西加賀屋１丁目３番８―804号
債務者　北村　輝善
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６号
大阪府寝屋川市池田１丁目12番34号
債務者　佐藤昭二こと　阿世知昭二
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２８号
大阪市平野区加美東４丁目６番９―511号
債務者　岩本　祥子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８８号
山口県岩国市麻里布町６丁目10番５―504号
債務者　三田　弘幸
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１８９号
山口県岩国市玖珂町5411番地７
債務者　有川　久治
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１９０号
山口県岩国市玖珂町5411番地７
債務者　有川　ユリ
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１９１号
山口県柳井市柳井2082番地
債務者　光田　秀男
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１９２号
山口県岩国市玖珂町4907番地１　玖珂台の橋住宅２―４号、住民票上の住所山口県岩国市玖珂町6266番地14
債務者　兼本祐一朗
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１１１号
茨城県笠間市中央１―７―11ハーモニー鈴木201号、申立時の住所福島県西白河郡矢吹町中町113番地
債務者　川上　勇樹
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１１９２号
神戸市長田区重池町１丁目５番６号コート上沢304号、前住所兵庫県姫路市的形町的形1719番地４
債務者　寺﨑　利男
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９２号
神戸市垂水区星が丘３丁目１番54号
債務者　檜山　雄三
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９５号
神戸市垂水区星が丘３丁目１番54号
債務者　檜山用こと　金　　用熙
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６号
神戸市垂水区舞子台８丁目16番17―1102号
債務者　川畑みどり
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３号
神戸市長田区久保町３丁目９番15号ラ・セーヌ新長田204号、従前の住所神戸市須磨区戎町３丁目１番22号
債務者　中島　周平
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６０号
青森市大字四ツ石字里見25番地２
債務者　清藤　正人
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２３号
青森市富田３丁目４番１―201号
債務者　三上　承賢
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係